

スギヤマグループ社員各位

令和 2 年 4 月 17 日
株式会社スギヤマ
東日本建販株式会社
新スルガ生コン株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する全社対応について

昨日、政府より全国 47 都道府県に対し発令されました新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受けまして、当社グループ会社全体として感染症予防対策を下記項目として作成致しましたので、全社員が共通認識を持ちましての営業活動をお願い致します。

記

*活動自粛期間は本日令和 2 年 4 月 17 日～5 月 6 日と致しますが、政府の制限解除延長の場合は期限の延長を致します。

- (1) 事務所内の換気・移動の際、(手洗い・うがい)の徹底
- (2) 出社時の体温測定 (37.5 度以上の場合は病院にて診察の上会社へ報告)
- (3) 営業社員の県外への出張自粛 (公共交通機関使用は原則禁止)
- (4) 緊急案件を除き営業社員の訪問営業活動の自粛。(メール及び電話対応)
- (5) 期間内、社内全体会議を中止し個別打合せを行う。
- (6) 仕入先等、県外来訪者の自粛を要請する。
- (7) 多人数 (10 名以上)出席の会合への参加自粛
- (8) 社員間の昼食時でのスペースを確保 (ソーシャルディスタンス (1~2m))
- (9) 濃厚接触を伴う飲食店への訪問自粛

以上